



令和 2 年 第 1 2 回 総 会
会 議 録

期 日 令和 2 年 1 1 月 2 7 日

場 所 枕崎市妙見センター

枕 崎 市 農 業 委 員 会

令和2年第12回枕崎市農業委員会総会 会期・議事日程及び会議日程

1. 会 期 1日 令和2年11月27日（金）

2. 議事日程

日程番号	議案番号	件 名
1		会期について
2	5 3	農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について
3	5 4	農地法第3条許可申請について
4	5 5	農地法第5条許可申請について
5	5 6	農用地利用集積計画の調整について

3. 会議日程

月 日	時 間	内 容
11月27日	午後3時30分	1. 開 会
		2. 会議録署名委員の指名
		3. 開 議
		4. 会期について 日程第1号
		5. 議案上程 日程第2号～日程第5号
		6. 提案理由の説明, 質疑
		7. 討論, 表決
		8. 閉 会
		9. 全員協議会

本日の出席委員は次のとおり

役職名	議席番号	委員氏名	委員・推進委員別
会長	1番	天達範隆	農業委員
	2番	原田克子	農業委員
	3番	水野正子	農業委員
	4番	篠原正	農業委員
	5番	今給黎龍浪	農業委員
	6番	白澤千恵子	農業委員
	7番	眞茅文男	農業委員
	8番	依積田広昭	農業委員
	9番	楠義文	農業委員
会長代理	10番	畑野真人	農業委員
	11番	中原敬彦	農地利用最適化推進委員
	12番	依積田正康	農地利用最適化推進委員
	13番	有村貞雄	農地利用最適化推進委員
	14番	桑原和英	農地利用最適化推進委員

本日の書記は次のとおり

局長兼農業振興係長 駒水孝広
主幹兼農地係長 永江靖博
農地係参事補 前原光博

午後 3時30分 開会

議長 令和2年第12回農業委員会総会を本日招集しましたところ、出席委員14名で定足数に達しておりますので、ただいまから開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりですので、ご了承願います。

ここで、本総会の会議録署名委員を指名いたします。

10番畑野委員、11番中原委員をお願いいたします。

日程第1号会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日限りとしてはと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

次に、日程第2号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意についてを議題といたします。

議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 日程第2号議案第53号 農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について説明いたします。

大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりです。

整理番号128号は耕作者変更による合意解約で、利用権設定を受けた者 ○○
○○さん、利用権設定をした者 ○○○○さんです。

整理番号129号は耕作者変更による合意解約で、利用権設定を受けた者 ○○
○○さん、利用権設定をした者 ○○○○さんです。

整理番号130号は所有者都合による合意解約で、利用権設定を受けた者 ○○
○○さん、利用権設定をした者 ○○○○さんです。

整理番号131号は不耕作による合意解約で、利用権設定を受けた者 ○○○○
さん、利用権設定をした者 ○○○○さんです。

整理番号132号から141号は全て耕作者変更による合意解約で、利用権設定
を受けた者 ○○○○さんです。利用権設定をした者は

132号 ○○○○さん。

133号 ○○○○さん。

134号 ○○○○さん。

135号 ○○○○さん。

136号 ○○○○さん。

137号 ○○○○さん。

138号 ○○○○さん。

139号 ○○○○さん。

140号 ○○○○さん。

141号 ○○○○さんです。

整理番号142号は耕作者変更による合意解約で、利用権設定を受けた者 ○○
○○さん、利用権設定をした者 ○○○○です。

整理番号143号以降は全て耕作者変更による農地中間管理事業の合意解約で
利用権設定を受けた者 ○○○○さんです。

利用権設定をした者は

143号 ○○○○さん。

144号 ○○○○さん。

145号 ○○○○さん。

146号 ○○○○さんです。

合計、畑が36筆で17,008㎡です。

以上は農地法第18条第6項の規定により申し出がありましたので審議をお願い
いたします。

以上です。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第2号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について、整理番号128
号から146号の19件については、説明のとおり同意することに御異議ありませ
んか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第53号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第3号農地法第3条許可申請についてを議題といたします。

まず、議案内容について、事務局に説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第3条の許可申請は1件で所有権の移転に関する申請です。

(整理番号8号)

整理番号8号の申請地は、園見本町○○番、畑、1,339㎡です。

譲渡人は、○○○○さん、無職、78歳、園見本町にお住まいです。

譲受人は、○○○○さん、大工業兼農業、67歳、桜山西町にお住まいです。

譲渡事由は、相手方の要望、譲受人の農地拡大ということであります。

整理番号8号については調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当
しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

整理番号8号の申請地については9・10ページに掲載してあります。

申請地は、牧園集落研修館より南東側約○○mに位置します。

整理番号8号においては、いづれも、機械、労働力、技術、地域との関係などを
みても問題ないこと、農業委員会が定める別段の面積も超えることから許可要件を
すべて満たしていると考えます。

以上、説明を終わります。

議長 次に、調査員から、現地調査の結果報告並びに補足説明をお願いします。
整理番号8号について、楠委員をお願いします。

9番(楠委員) 整理番号8号について報告いたします。

11月17日に譲受人の子である〇〇〇〇さんの立ち会いのもと現地確認を行いました。

譲受人は通山集落に居住し、大工業兼農業で、休業日を利用して、コメ、甘しょ、そら豆等栽培しており、妻と農業に従事しています。

位置関係は事務局のとおりです。

申請地は、申請地の西側は畑、北側はオリーブが植えられており、東側は宅地、南側は雑種地及び宅地であり、現在、遊休農地になっています。

取得後は、耕うんや施肥など十分な耕作準備期間をとった後、来作から豆類の作付け畑として、周囲と一体となった営農を行う計画であり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、問題のない申請ではないかと思われます。

以上報告を終わります。

議長 ただいまの報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第3号農地法第3条許可申請の整理番号8号については、申請のとおり許可することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第54号は、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第4号農地法第5条許可申請についてを議題といたします。

まず、議案内容について、事務局に説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第5条の許可申請は1件で、所有権の移転に関する申請が1件です。
(整理番号39号)

整理番号39号の申請地は園見本町〇〇番〇、畑、306㎡です。

譲受人は〇〇〇〇さん、無職です。

譲渡人は〇〇〇〇さん、無職です。

転用目的は貸車両置場です。

申請事由は、「県外に居住している姉の土地を譲り受け、申請地を貸車両置場として、有効利用したい。」とのことです。

今回、機械修理業を営む隣接居住者に、譲受人が貸付けて、修理用の車両置場として利用するものであります。

整理番号39号の申請地は、13・14ページに掲載してあります。

申請地は、園見西町・中崎木工から北側〇〇mに位置しています。

農地の区分は集団性が0.5haの農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い「その他の農地」に該当し、第2種農地と判断します。

転用目的は貸車両置場で、農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画内容はトラクター等の農業機械4台、普通自動車1台分の車置場の設置です。計画面積は306㎡で問題のないものと思われます。

転用にあたり、現況のまま整地し、北側及び南側は石積み、東側は擁壁、西側はブロック積が既に施してあります。

車の出入りは西側雑種地からおこないます。

なお、申請地は譲渡人が、平成8年12月に一般住宅として許可を受けておりましたが、事情により転用事業が達成できず、旧所有者に土地の返還もできなかったため、土地の所有のみ、おこなっておりました。今回、譲受人が見つかり、貸車両置場として、新たに転用申請するものであり、その旨、顛末書が添付されております。

そのほか被害防除計画、資金調達計画も適正であります。

以上で議案の説明を終わります。

議長 次に、調査員から、現地調査の結果報告並びに補足説明をお願いします。

整理番号39号について、畑野委員をお願いします。

10番(畑野委員) 整理番号39号について報告します。

11月17日に楠農業委員、桑原推進委員、事務局の前原さんと現地確認を行いました。

立会人は申請人代理の〇〇〇〇行政書士です。

転用目的は貸車両置場です。

今回、機械修理業をしている隣接居住者に、譲受人が貸付けて、車置場として利用するものであります。

39号の申請地は、説明にありましたとおり、園見本町に位置する小集団の農地で、現在、一部、菜園として利用はありますが、保全管理された畑です。

申請地の南側は市道、東側は宅地、西側は通路、北側は遊休地です。

北側及び南側は石積み、東側は擁壁、西側はブロック積が、既に設置してあり、周辺土地への土砂雨水の流出を防止します。

雨水については、自然流下により、南側水路へ放流します。

構築物もなく、日照通風等支障を及ぼす恐れはありません。

車の出入りは西側雑種地からおこないます。

なお、西側の雑種地について、個人所有の通路であることから、通行については、承諾をとるよう指導したところです。

被害防除策も示されており、やむを得ない申請ではないかと思われます。

以上報告をおわります。

議長 ただいまの報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第4号農地法第5条許可申請の整理番号39号の1件については、申請のとおり許可することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第55号は、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第5号農用地利用集積計画の調整についてを議題といたします。

議案内容について事務局に説明をお願いします。

事務局 日程第5号議案第56号 農用地利用集積計画の調整について説明いたします。

大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりです。

整理番号317号から328-3号の利用権設定を受ける者 ○○○○さん外11名、利用権設定をする者 ○○○○さん外19名で、設定面積は、畑が9筆6,559㎡、田が3筆1,685㎡、樹園地が28筆28,316㎡です。

(所有権移転)

次に所有権移転です。

整理番号25号、譲渡人は熊本市の○○○○さん、譲受人は茅野町の○○○○さんで、経営規模拡大に伴う売買による所有権移転です。面積は5筆で5,809㎡です。

整理番号26号、譲渡人は鹿児島市の○○○○さん、譲受人は茅野町の○○○○さんで、経営規模拡大に伴う贈与による所有権移転です。

面積は1筆で1142㎡です。

整理番号27号、譲渡人は別府西町の○○○○さん、譲受人は茅野町の○○○○さんで、経営規模拡大に伴う贈与による所有権移転です。

面積は4筆で3,800㎡です。

整理番号28号、譲渡人は寿町の○○○○さん、譲受人は白沢西町の○○○○さんで、経営規模拡大に伴う売買による所有権移転です。

面積は1筆で159㎡です。

以上の内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第5号農用地利用集積計画の調整のうち、利用権設定の整理番号317号から328号の3まで、並びに所有権移転の整理番号25号から28号については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第56号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

なお、議案第56号の決定した案件につきましては、市長に農用地利用集積計画を定めるよう要請してまいります。

以上をもちまして、本総会の議事の全ての審議を終了しましたので、閉会いたします。

午後 4時00分 閉会

枕崎市農業委員会 会長 天達 範隆

会議録署名委員 畑野 真人

会議録署名委員 中原 敬彦